

議事（1）

茨城県少子化対策審議会運営要綱の一部改正（案）について

1 改正内容

第2条第1項の表を次のとおり改める。

部会の名称	定数	調査審議事項
新計画策定部会	26名以内	新たな <u>県</u> こども計画の策定に関する事項
認可部会	10名以内	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定による認可、同法第21条第1項の規定による命令及び同法第22条第1項の規定による認可の取消しに関する事項

2 改正理由

県こども計画策定にあたり、審議会委員を新計画策定部会に属すべき委員とし、部会を審議会と同時に開催することで省力化を図るため

茨城県少子化対策審議会運営要綱新旧対照表

改 正 案			現 行		
(部会) 第2条 条例第6条第1項の規定に基づき、審議会に次の部会を置く。			(部会) 第2条 条例第6条第1項の規定に基づき、審議会に次の部会を置く。		
部会の名称	定数	調査審議事項	部会の名称	定数	調査審議事項
新計画策定部 会	26名以 内	新たな <u>県</u> こども計画の策定に関する事 項	新計画策定部 会	18名以 内	新たな <u>大好き</u> いばらき次世代育成プラ <u>ン</u> の策定に関する事項
認可部会	10名以 内	就学前の子どもに関する教育、保育等の 総合的な提供の推進に関する法律（平成 18年法律第77号）第17条第1項の規 定による認可、同法第21条第1項の規 定による命令及び同法第22条第1項の 規定による認可の取消しに関する事項	認可部会	10名以 内	就学前の子どもに関する教育、保育等の 総合的な提供の推進に関する法律（平成 18年法律第77号）第17条第1項の規 定による認可、同法第21条第1項の規 定による命令及び同法第22条第1項の 規定による認可の取消しに関する事項

県こども計画策定に向けての茨城県少子化対策審議会体系図

